

## 愛川町小児医療費の助成に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「小児」とは、次に掲げる者とする。

(1) 満15歳に達した日以降の最初の3月末日までにある者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業した日又は同条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日(中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日又は修了した日の属する月の末日及び当該退院の日が満18歳に達した日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達した日の属する月の末日とする。)までにある者(前号に規定する者を除く)

2 この要綱において「医療証交付対象外の小児」とは、前項第2号に規定する小児をいう。

3 この要綱において「小児を養育している者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

4 前項各号の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

5 第3項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

6 この要綱において「医療費」とは、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)によって算出された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額)をいう。

(対象者)

第3条 この要綱により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療（医療証交付対象外の小児については入院に係る医療）に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる小児を養育している者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児
- (2) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している小児
- (3) 愛川町障害者医療費支給条例(昭和49年愛川町条例第33号)の規定により、医療費の助成を受けることができる小児
- (4) 愛川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の規定により、医療費の助成を受けることができる小児

第4条 削除

(助成の範囲)

第5条 町長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から次の各号に掲げる額を控除した額を助成する。

- (1) 医療保険各法の規定により定めた規約、定款、運営規則等で、当該法令に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めた場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額
- (2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る標準負担額
- (3) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の限度額

(助成の方法)

第6条 第2条第1項第1号に規定する小児（以下「医療証交付対象の小児」という。）の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」とい

う。)に、対象者が第8条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が次の各号に掲げる特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
  - (1) 医療保険各法により小児に係る療養費、家族療養費又は移送費が支給されたとき。
  - (2) 前号に規定する場合のほか、町長が特別に必要があると認めたとき。
- 3 医療証交付対象外の小児の医療費の助成は、町長が対象者に支払うことにより行うものとする。
- 4 第2項又は前項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に小児医療費助成申請書(第1号様式)により町長に申請しなければならない。
- 5 前項の申請には、第2項第1号の療養費、家族療養費又は移送費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、町が国民健康保険法による保険者として小児に係る療養費又は移送費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(医療費の助成決定等)

第7条 町長は、前条第4項の申請があった場合において、前条第2項又は第3項に規定する医療費の助成を行うことを決定したときは、小児医療費助成決定通知書(第2号様式)により、医療費の助成を行わないことを決定したときは小児医療費助成申請却下通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(医療証の交付申請等)

第8条 医療証交付対象の小児の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、この要綱による医療費の助成を受ける資格を証する小児医療証(以下「医療証」という。)(第4号様式)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、小児医療証交付申請書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
  - (1) 医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合には、被保険者)であることを証する書類
  - (2) 小児を養育していることを証する書類
  - (3) 対象者及び配偶者の前年(養育している小児が1月1日から6月30日まで

の間に生まれた場合には、前々年)の所得の状況を証する書類

3 町長は、第1項の申請があった場合において、第3条に規定する対象者と決定したときは医療証を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは小児医療証交付申請却下通知書(第6号様式)により通知する。

(届出義務)

第9条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、小児医療証交付申請事項変更届(第7号様式)に医療証を添えてその旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(医療証の有効期限)

第10条 医療証の有効期限は、交付を受けた際の小児の年齢の次の年齢に達した日の属する月の末日までとし、以後毎年更新し、更新後の医療証の有効期限についても同様とする。ただし、満15歳に達した小児の医療証の有効期限は、満15歳に達した日以降の最初の3月末日(中学校第3学年)までとする。

(医療証の再交付)

第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、小児医療証再交付申請書(第8号様式)により町長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、小児医療証再交付申請書にその医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の返還)

第12条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第13条 町長は、当該対象者が第3条に規定する対象者に該当しなくなったと認めるときは、小児医療費助成事業受給資格消滅通知書(第9号様式)により当該対象者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第14条 町長は、この要綱に規定する申請書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該添付書類を省略することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 この要綱による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第16条 町長は、第三者の行為による対象者の傷病に対して医療費を支給した場合において、対象者が当該第三者から同一の理由につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において対象者から既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第17条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(文書の書式)

第18条 この要綱の規定により使用する書類は、別表のとおりとし、その様式は別に定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成7年9月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に生まれた乳児及び医療を受けた小児（乳児を除く。）の小児医療費の助成について適用し、同日前に生まれた乳児及び医療を受けた小児（乳児を除く。）の小児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に生まれた乳児及び医療を受けた小児（乳児を除く。）の小児医療費の助成について適用し、同日前に生まれた

乳児及び医療を受けた小児（乳児を除く。）の小児医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に生まれた乳幼児及び医療を受けた小児（乳幼児を除く。）の小児医療費助成について適用し、同日前に生まれた乳幼児及び医療を受けた小児（乳幼児を除く。）の小児医療費助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に生まれた乳幼児及び医療を受けた小児（乳幼児を除く。）の小児医療費助成について適用し、同日前に生まれた乳幼児及び医療を受けた小児（乳幼児を除く。）の小児医療費助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成14年7月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成15年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成15年7月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成17年7月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成18年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定については、平成18年6月30日以前に医療を受けた者は、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第2項の規定については、平成18年9月30日以前に医療を受けた者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成19年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成20年10月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成22年10月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成25年10月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛川町小児医療費の助成に関する要綱の規定は、平成27年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。